

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ サラリーマンの発明報償金

Q : 当社では、日常業務の改善に関し従業員のアイデアを採り入れることを目的として提案制度を設け、当社の業務に採り入れた改善策を提案した者には、報償金を支給しています。この報償金は課税されるのでしょうか。

A : 一時所得又は給与所得として課税されます。

【解説】

事務もしくは作業の合理化、製品の品質の改善又は経費の節約等に寄与する工夫、考案等（特許又は実用新案登録もしくは意匠登録を受けるに至らないものに限り）をした者が支払いを受ける報償金は、次のように取り扱われることになっています。

(1) その工夫、考案等がその者の通常の職務の範囲内の行為である場合……給与所得

(2) その他の場合……一時所得（その工夫、考案等の実施後の成績等に応じて継続的に支払いを受けるときは雑所得）

つまり、ご質問の場合、その提案が「その者の通常の職務の範囲内の行為」に当たるかどうか問題となり、その行為が通常の職務の範囲内のものであれば給与所得、そうでないときは一時所得になるわけです。

ちなみに、ご質問のような提案制度に係る報償金が給与所得とされるのは、例えば、研究開発部に所属し、創意工夫をすることを本来の職務としている者が支給を受ける場合等が考えられますが、給与所得とされる例は極めて少ないものと思われます。

